

平成 2 2 年度

福島町議会定例会 4 月会議

平成 2 2 年 4 月 2 6 日 (月)

諸 般 の 報 告  
(第 1 号)

福島町議会

## 提出された案件

### 1. 町長提出

議案第1号 町税条例の一部改正について

議案第2号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第3号 平成22年度福島町一般会計補正予算（第1号）

議案第4号 平成22年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

### 町長・その他の執行機関から通知のあった説明員

町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘
総務課長兼総務グループ参事	川岸 勤	総務課企画グループ参事	鳴海 清春
財務課長兼財務グループ参事 兼税務グループ参事	本庄屋 誠	出納室長	谷藤 悟
町民課長兼福祉グループ参事	盛川 哲	町民課住民グループ参事	沢田 勝男
産業課長兼水産グループ参事	三鹿 菊夫	産業課農林グループ参事	工藤 昭一
産業課商工グループ参事	近藤 勝弘	建設課長兼建設グループ参事 兼水道グループ参事	横内 俊悦
吉岡支所長	木村 勝治	福島保育所長	(沢田 勝男)
福祉センター次長	(金谷 栄一郎)		
教育長	丁子谷 雅男	教育委員会教育次長 兼学校教育グループ参事	出羽 正機
教育委員会生涯学習グループ参事	金谷 栄一郎	学校給食センター所長	飯田 富雄
監査委員	花田 修一	監査委員補助職員	(石堂 一志)

### 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂 一志	議会グループ総括主査	前田 勝広
議会グループ主事	澤田 元気	議会グループ書記	平野 文子

### 監査報告

4月8日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。(水道事業会計)

4月9日 監査委員から、会計例月検査結果の報告があった。

(一般会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療費特別会計)

### 委員会の調査報告

4月22日 経済福祉常任委員会から、所管事務調査結果の報告があった。

### 議会に関連した諸行事(平成21年度福島町議会定例会3月会議後 本日まで)

- 3月18日 福島・吉岡小学校卒業式(議長ほか)
- 3月19日 吉岡・福島幼稚園卒園式(議長ほか)
- 〃 議会運営委員会(3月会議の反省事項 ほか)
- 3月26日 福島保育所終了式(副議長ほか)
- 3月29日 秋田県大仙市議会会派行政視察受け入れ(議会基本条例について)
- 4月5日 福島保育所入所式(副議長ほか)
- 〃 議会運営委員会(諮問会議委員の委嘱について ほか)
- 4月6日 福島・吉岡小学校入学式(関係議員)
- 〃 福島中学校入学式(関係議員)
- 4月6日～7日 地方自治研修所主催の懇談会(札幌市 議長)
- 4月8日 福島幼稚園入園式(議長ほか)
- 〃 福島商業高等学校入学式(議長ほか)
- 〃 春の交通安全大会・祈願祭(関係議員)
- 4月9日 吉岡幼稚園入園式(議長ほか)
- 4月15日 全員協議会(諮問会議委員の委嘱について)
- 〃 経済福祉常任委員会(ナマコ稚仔放流事業について)
- 4月20日 議会運営委員会(議会評価 ほか)
- 4月22日 議会基本条例に関する諮問会議説明会(議長ほか)
- 〃 平成22年度福島町椎茸生産組合定期総会(議長)
- 4月23日 木古内町国民健康保険病院落成記念式典(木古内町 議長)
- 4月24日～25日 第10回北海道福島会総会(東京都 議長)
- 4月26日 議会運営委員会(4月会議の運営について)

## 常 任 委 員 会 報 告

平成22年3月11日、福島町議会定例会3月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えた常任委員会から、別紙のとおり所管事務調査報告書の提出があったので、これを報告する。

平成22年4月26日 提 出

福島町議会議長 溝 部 幸 基

記

○経済福祉常任委員会

福 議 委 号  
平成22年4月22日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 杉 村 志 朗

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成22年3月11日福島町議会定例会3月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第140条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調査事件	(1)・(13) ナマコ稚仔放流事業について (14) 鳥獣被害防止対策事業について	
調査期間	平成22年3月23日～4月15日(2日間)	
出席委員	(13) 3月23日(火)	(14) 3月23日(火)
	委員長 杉村志朗 副委員長 木村隆雄 委員 川村明雄 " 佐藤孝男 " 金沢秀一	委員長 杉村志朗 副委員長 木村隆雄 委員 川村明雄 " 金沢秀一
欠席委員	委員 新山大吉	委員 新佐藤大孝 " 吉男
委員外議員	議員 平野隆雄 " 滝川明子 " 佐藤卓也	議員 平野隆雄 " 滝川明子 " 佐藤卓也
	議長 溝部幸基	議長 溝部幸基
出席説明員	町長 村田駿弘 副町長 竹下泰弘 産業課長兼水産グループ参事 三鹿菊夫 産業課水産グループ総括主査 花田雅昭 産業課水産グループ主査 川合力也	町長 村田駿弘 副町長 竹下泰弘 産業課農林グループ参事 工藤昭一 産業課農林グループ総括主査 堀井俊彦 産業課農林グループ主査 西村福藏 " 村田洋臣
	議会事務局職員 議会グループ総括主査 石堂一志 議会グループ主事 前田勝広 " 沢田元気	議会事務局職員 議会グループ総括主査 石堂一志 議会グループ主事 前田勝広 " 沢田元気

		(1) 4月15日(木)			
出席委員	委員長	杉村志朗	村隆	志雄	朗一
	副委員長	木村明	村孝	明男	雄一
	委員	川村秀	村秀	藤秀	孝一
	〃	佐金	藤沢	藤秀	孝一
欠席委員	なし				
委員外議員	議員	平野隆雄	滝川明子	佐藤卓也	
	〃				
	〃				
職務のため出席した議員	議長	溝部幸基			
出席説明員	町長	村田駿弘	田泰	田雅	田昭
	副町長	竹下鹿夫	三鹿	花田	川合
	産業課長兼水産グループ参事				
	産業課水産グループ総括主査				
産業課水産グループ主査					
議会事務局職員	議会事務局長	石堂一志	前田勝	田元	元氣
	議会グループ総括主査				
	議会グループ主事				

## [委員会意見]

### 調査事件13 ナマコ稚仔放流事業について

(平成22年3月23日、4月15日調査)

本件は、1月25日に福島吉岡漁業協同組合より、町に対して提出のあった「ナマコ購入に対する助成要望」(平成22・23年度に白符と浦和港にナマコ稚仔を10万個(525万円)放流する事業)に関する一連の調査である。

総合開発計画提案後の緊急な提起を受け、2月8日に本委員会を開催し、福島吉岡漁業協同組合桜庭代表理事組合長他2名の役員を参考人として招致し、要望内容などに対する質疑等を行い、その後、町長部局に対し説明を求め、質疑等を行った結果、漁組と町の説明内容等に相違点があり、事業計画の精査がさらに必要であることを指摘した。

調査の経過を踏まえて、漁組は2月23日に要望書を取り下げ、町が主体となり平成22年度と平成23年度にナマコ稚仔10万個を試験放流し、漁組が調査費と密漁管理費を負担する内容に変更した事業計画を示した。

以上の経過から「ナマコ稚仔放流事業」に関して、変更理由及び計画内容等を2回に亘り調査したところであり、質疑、意見交換の内容及び結果は次のとおりである。

## 【主な質疑】

### 〔3月23日開催分〕

1. 今回の試験は2港とのことであるが、当初計画では4港と聞いていた。単純に考えると2港より4港の方が、それぞれのデータが出てくるのではないか。
2. 試験と実態を兼ね合わせた事業ということであり、行政としては試験が一番大切なデータになる。データを取るに当たっては、海底の温度や外敵を駆除した場合・しない場合の生残率調査も含めて本当の試験と言える。
3. 今回の事業は福島で稚子が育つかの確認なのか、漁業者の収入を増やすために行うのか良く分からない。調査という話もあったが、今回の資料では調査という言葉自体も資料にはない。
4. 白符港に先行的に5,000個を放流したが、今日のデータを見ると小さいのだと2.83cmなので、3cmの稚子を放流すると混ざってしまう不安があるが問題はないか。
5. 稚内で外海の調査をして47%の残留率ということだったが何個放流しての数字なのか。
6. 上ノ国町の場合は追跡調査も実施しないとの事であるが、白符で放流したものの残留率はどれくらいか。10月から3回行った追跡調査のダイバー料はどのくらいか。
7. 道内においてもかなりナマコに取り組んでいる組合がある。これは良い物を高く売るといことが前提だと思うが、産地競走するためにも良い稚子を放流するといことが第一条件だと考えるので、今後検討しながら色々なデータを集めて放流していただきたい。
8. 同じ稚子を放流した上ノ国町の海洋牧場の追跡調査がされていないという状況の中で、白符漁港の追跡調査では8.54%という残留率を導きだしたが、この残留率が試験調査事業ではなくてすぐにでも税金投入をして放流事業としてやっていけるデータとして使えるものか。奥尻や北斗市では水産試験場から無料で得た稚子をアワビ等の養殖施設で一定の大きさに育てて放流している。今、1個50円の稚子購入に取り組む以前に他町のような例を試験的に行うという考えは持っていないのか。
9. 稚内のデータはあるが、近隣のものが無いのはなぜか。宗谷と道南では自然環境がかなり違うと思うし、データをそのまま利用することには納得できない。町長の説明では、宗谷地先のデータよりも福島町のデータは数段良くなることであるが、残留率はどのくらい良くなるか。
10. 前回の委員会では大きく6点についてきちんと精査すべきとのことであった。1番は漁業組合と行政との考え方の違いも含めきちんと整理して頂きたいという意見だった。何故、上ノ国町で町の担当者ではなく漁組の関係者の対応が

出来なかったのか。現場の状況がしっかり把握されていないという自体がおかしいと思う。

11. 漁組が主体である事業を変更して町が試験事業で対応するという事だが、町長の話の聞くと試験事業の段階ではなく現場の状況を見ていたら、今すぐにもという話である。開発計画の議論を含めて今までの部分とは方向が変わってきていると思う。町長の考えであれば前と同じように組合と整理して補助事業という形でやる実態ではないのか。試験事業という事であれば、放流先も出来るだけ可能性を探るという中で4港という話だったが、また方向転換した状況を考えてもう一度漁組と話をし補助事業という方向で考え直した方が良いのではないか。受益者である各産業団体等も含めた部分と行政との意思の疎通を含めて、出来るだけ受益者が主体性を持って対応するということが一つのテーマであったと思う。
12. 放流効果の大群と小群の考え方はどうなっているのか。北海道の考え方、いわゆる第6次栽培漁業基本計画がこの22年度からスタートする。町長の話の聞くと今まで何も無くてこれからスタートという話だがそうではない。全体の主要項目の中にナマコは位置付けられている。道南でも鹿部のセンターが中心になって函館市も18年から取り組んでいる。上ノ国では道から専門の職員を出向させるということで、目的は稚仔の採取方法である。民間から30mm以上のもも考えながら、最終的には稚仔の採取も含めて自前で対応するという方向が安定的な稚仔の供給、生産体制に対応するという事になると考える。
13. 試験という考え方からいち早く22年度スタートの段階から漁組に意識を持たせることが必要ではないか。漁組が24年度に10万個を単独で負担する計画であれば、経営全体で考えた場合の経費負担や投資の部分を考えれば前倒しすることによって意識付けと、漁組以外の産業団体と行政との関わりも含めて考えた場合には、依存からの脱却というのが一つのテーマであり、自ら負担し、主体性を持たせながら考えて行くということで検討してはどうか。

#### 〔4月15日開催分〕

1. 各25,000個の稚仔の1㎡当たりの放流密度はどのようになるのか。大雑把な数字でも示した方が良いのではないか。事業概要はナマコ稚仔購入と採苗試験である。人工種苗のための人材活用も併せて考えてはどうか。
2. 人工採苗試験は知内町広域種苗育成センターで行うとのことであるが、採苗試験だけなのか。育った稚仔を1年でも早く放流する試験をした方が良いのではないか。
3. 稚仔購入と併せて地元の親を使った採苗試験をしてはどうか。そのための人材活用の目標も定めながら行った方が良いと考える。
4. 今まで残存率(残留率)や生産(水揚げ)を上げるための議論に集中してき

- たが、今回の資料に、ナマコ稚仔購入事業計画表がないのはどうしてか。
5. 視察報告にもあるように、残留率等は放流してみないと分からず、予測数値は無意味だということだが、それでも生産（水揚げ）を上げるために放流をするという方向で良いのか。
  6. 22年度に檜山漁協上ノ国支所と松前町で稚仔の購入予定はあるのか。
  7. 人工採苗試験の14日間でどのくらいのものを育てる予定か。知内での採苗の実績はどうなっているのか。
  8. 福島町では人工採苗はできないのか。
  9. 視察では天然採苗は安定しないという事しか聞いていないので、詳しい内容を伺いたい。
  10. 電源立地対策交付金が国から北海道に移行されて、ナマコ稚仔放流事業が該当になるということだが、北海道の指導は地元の親で種苗した稚仔の放流となっている。道として、民間から稚仔を買うことを認めているのか。北海道は民間から町がナマコの稚仔を購入するということに対しては特に規制はしていないということか。
  11. 明治の初め頃は日向地区が一番ナマコの生産が盛んだった。今でもアワビでもナマコでも一番育てるなら向いているような気がする。日向地区を調査したことはないのか。なぜ良い場所にナマコを放流しないのか。
  12. 今回の資料で人工種苗試験と天然採苗試験が示されたが、知内で行う人工採苗試験は以前からやっているのか。
  13. 種苗試験ということで町職員と漁協職員等が携わるということだが、この中に専門家が入ることは考えられないのか。
  14. 北海道では稚仔を違う海域から持ってくるのは認めていないということをはっきり発言している。民間会社より購入することを北海道、渡島支庁、函館水試、渡島西部技術普及所から了解をとっているのか。
  15. ナマコ養殖（放流）をダメだと言っている訳ではない。私はこの事業をやるべきだと思っている。ただ、上ノ国町から50,000個を購入することに疑問を持っている。種苗事業を優先すべきだと思う。ウニの中間育成をやっている福島町ではそんなに難しくないと言っていた。伊達温泉養殖センターは2・3カ月来てもらえれば全部教えるし、親ナマコを持ってくれば作ってあげます（稚仔）と話していた。あくまでも50,000個購入有り気だと感じる。
  16. これまでの資料では、種苗事業は出て来ない。始めからきちんとしていない計画との感じを受ける。種苗技術はそんなに難しくないとの話を視察先では聞いている。地元で採苗して、前浜に放流したら何も問題ないのではないのか。1年したら出来るのではないですか。どうも急いでいる感じを受ける。第4次総合開発計画の中でも「つくり育てる資源管理型漁業の推進」という中で、ナマコは入っている。これをなぜやらないのか。
  17. 町長は、前回の委員会（3/23開催）で知内町の種苗は失敗したと言っている

す。失敗の原因をしっかりと究明して大丈夫だという状況なのか。最初4港に稚仔を放流するという話だった。なぜ、今年も来年も残りの2港が出て来ないのか。

18. 知内町はミジンコが発生したということであるが、室蘭でも伊達でもこれは完璧に駆除できるということが確立されている。そこの指導を得た方がスムーズに進むのではないか。親ナマコの産地が上ノ国を中心とした檜山産ということだが、どうして上ノ国とはっきり書けないのか。餌は中国のものという事だが、北海道ではこの餌は使っていない。産卵時期もなぜ上ノ国と書かないのか。なぜ奥尻なのか。海鮮倶楽部はナマコを各方面から買っている。そのナマコの水槽は産地ごとに区別されているのかどうか。
19. 当初4港が2港になっても稚仔の放流が50,000個で変わらないのはどうしてか。電源交付金に係る会計監査を受ける場合には、費用対効果というのは、何年後ということになるのかどうか。福島の海から取った親ナマコから種苗を育成するという事業が大事なことだと思っている。知内をお願いするという事はたとえ無償であってもミジンコ対策や餌に苦勞しているという部分があった。伊達のセンターで生命線といって、自身を持って教えてくれたのは「餌」でした。親ナマコの取れる場所の珪藻を育てている。その珪藻のみで育成しているという立派な仕事ぶりを学んできた。伊達も室蘭も人を送って一定期間の研修を頼まれたらしっかりと迎え入れるという事の話だった。とりあえずやるという事では産業振興に力を入れるという考え方にはならないのではないか。
20. 電源交付金を地元の人がしっかりと取り組めるような人材育成のための研修費とか具体的なものに使用してはどうか。
21. 去年の白符漁港に入れた5,000個の部分は前回資料をもらったが、調査した時点では天然のものが10%という話だったが、なぜ天然という区別がつくのか。
22. 白符漁港に入れたのは1㎡当たり13~15個という説明だが、今回の放流は1㎡あたり60個と言っている。矛盾しないのか。
23. 町長からナマコの話は初めて聞いたのは10月に提言を提出した際だった。私の記憶では1漁家200万円~300万円の収入の可能性があるという話をしていた。それがスタートだった。年を明けて1月に漁組の陳情が出て、それを受けて要望が撤回されて常任委員会等で検討されて現在に至っている。今の現況としては稚仔を供給する体制が出来ていないから上ノ国に早くお願いしないといけないような感じですと来た。今日の段階では、町の親から稚仔を取っていく方向の中での話で、方向転換について説明してほしい。
24. 視察に行つて伊達・室蘭の担当者からは熱意も感じたので、技術もそうですが取り組む姿勢も含めて町の職員を派遣して是非研修してもらおう事を検討して頂きたい。

## 【意見交換の結果】

本件に関しては、これまで3回に亘り本委員会で調査してきたところである。1回目の調査は、漁組からの稚仔購入に対する助成要望を受けたもので、ナマコ稚仔放流後の残留率（2年後）や費用対効果に関して質疑が集中し、また町と漁組の説明に多くの相違点もあった。これを受けた2回目の調査では、当初の漁組主体から町主体の試験並びに放流事業に変更し、稚仔放流後の残留率を高く見直し（47%から60%）、結果として費用対効果も大幅に改善した資料が示された。このようなことから、ナマコの生態（残留率を含む）や種苗生産等の状況を把握するため、本委員会委員を含む7名が北海道立栽培試験場（室蘭市）及びいぶり噴火湾漁協伊達温水養殖センター（伊達市）を視察し、本委員会での視察報告と併せ町にも報告資料を提出しているところでもある。なお、視察場所共通の意見は次のとおりである。

- ①ナマコは年齢や性質、成長など生態系が良くわかっていない。
- ②ナマコ放流事業をするのであれば、地元の親で稚仔を生産し、放流する形が良い。（生態系に影響を及ぼす恐れ）
- ③残留率、残存率は個体の追跡調査ができないので、放流してみないと効果はわからなし、予測数値は無意味。
- ④稚仔の船上放流は勧められない。
- ⑤民間から稚仔を購入して放流することは、ノーコメントであった。

3回目の調査資料では、これらの視察報告を踏まえ、稚仔の購入を予定している民間会社のナマコ稚仔の生産体制や当町のナマコ産卵時期等の説明に加え、新たな取り組みとして人工種苗試験調査と天然採苗試験調査の概要が示されたところである。当初のナマコ稚仔を民間事業から購入して放流し漁業所得を向上するだけの計画から、将来的にナマコの人工種苗生産を目指した計画へと変更したことは評価できるものである。

ナマコ稚仔放流事業は必要との意見であるが、大きく二つの論点で議論されたところでもある。一つは「ナマコの生態系保全」で、次の2つの意見があったので併記する。

- ①ナマコの生態系を守るためにも地元の親から稚仔を採苗し放流することが望ましく、そのために計画が遅れることも仕方がない。
- ②将来的に地元の親から稚仔を採苗し放流することが必要であるが、本年度は計画どおり進めるべきである。

二つ目は「稚仔の種苗生産体制」である。総合開発計画では、ナマコ稚仔の放流を「つくり育てる資源管理型漁業の推進」と位置付けていることから、地元の親から採苗した稚仔生産体制の整備と併せて技術者の人材育成が必要であるとの意見であった。

以上のことから、本委員会としては、これまでの調査における意見等を踏ま

え、つくり育てる管理型漁業の推進による漁業所得の向上を目指した本事業の取り組みは必要と考えるものである。本事業が継続性を持ち安定的に行うためにも漁組と連携し、地元での稚仔の生産体制確立に向けた施設整備と人材育成に強く期待するものである。

#### 調査事件 14 鳥獣被害防止対策事業について

(平成 22 年 3 月 23 日調査)

近年のヒグマ・エゾシカ・キツネ等による鳥獣被害は、水稻や畑作に加えて林業にも及んでいる。このため、関係機関から被害防止対策を総合的かつ効果的に実施するため「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づく「福島町鳥獣被害防止協議会」設置の要望があり本年 3 月 19 日に設立されたところである。

このような状況を踏まえ、鳥獣の被害状況、協議会設立の経緯及び福島町鳥獣被害防止計画の内容等を調査したところであり、質疑、意見交換の内容及び結果は次のとおりである。

#### 【主な質疑】

1. 電気牧柵は家庭の 100V 電源を使うのか。それともソーラーなのか。
2. ソーラーの耐用年数はどのくらいか。渡島・檜山管内で設置した事例はあるのか。更新の場合の費用負担はどのようになるのか。
3. 鳥獣被害防止総合支援事業は何時から始まったのか。もっと早く実施する考えはなかったのか。当該事業の補助残を含めた全体の財源手当の概要はどのようになっているのか。今回の資料では財源内訳を国が 55%、町が 25%、受益者 20%としているが、農林水産省のホームページには防止柵の設置にあたっては、被害防止計画を作成している場合は特別交付税が措置されるとあるが、町ではどのように捉えているのか。
4. ソーラーを使うという事だが電気料の負担はないのか。電気ショックで恐怖を与えるという事でバラ線よりも効果があるものなのか。
5. 今回は水田被害の対応を基本的に考えているのか。全体の畑の被害状況はどうなっているのか。今回の財源計画は、最初に特別交付税措置を考えるべきではないか。このことは、受益者負担がないという想定の中での話であり、慎重な対応をお願いしたい。
6. 電気牧柵はシカの対応部分では、元々の個体が減るという事業ではない。根本的な解決策にはならないのではないのか。
7. 対象は水田が 13 件で全体をカバーするとすれば実態はどのような状況にな

るかを把握して対応したのか。これに畑の2件とあわせて15件を囲ったとしても、他の所に移動することになり、被害としては今より少なくなるという話にはなかなかならないのではないか。補助がなくなると今後の設置はどうするのか。道では個体数が減らないため、鹿を捕獲して食肉を含めた活用という話があるが、エミューよりも鹿の活用も考えて個体を減らしていく試みという方が早いのではないか。

### 【意見交換の結果】

福島町鳥獣被害防止協議会（7機関1委員により構成）を設立し、ヒグマ、エゾシカ、キツネ等の総合的な被害防止対策となる「福島町鳥獣被害防止計画（計画期間：H22～H24）」としてまとめた取り組みは、これまで以上に当町の鳥獣被害防止に向けた取り組み強化に繋がるものと期待しているところでもある。

本年度はヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキの被害防止に向け国の補助制度を活用した「電気牧柵の設置」を受益者負担も見込みながら計画しているところでもある。国の補助制度では、町が補助残を負担した場合の特別交付税措置（ルール分）の財政支援が明確に示されている。今回示されている当該事業の財源内訳は、特別交付税措置を見込んだものとはなっていないことから、受益者はもちろん町にとっても不利な計画となっている。

本委員会としては、鳥獣被害防止計画に基づく対策を着実に進めることはもちろん、本年度計画の電気牧柵設置に関しても対象となる農業者に対して再度、国の補助制度の内容及び町の考え方を説明した上で慎重に事業に取り組むべきである。

